道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　　九州地方整備局長　森田　康夫

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	五十七号及び二百五十一号
㈢ 占用を制限する区域	雲仙市小浜町北本町字松ノ平三五七番一から同市小浜町北本町字椿坂二一三番四まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年五月三十一日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　　九州地方整備局長　森田　康夫

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十号
㈢ 占用を制限する区域	志布志市志布志町帖字大原七二二八番四から同市志布志町帖字南坂ノ上六八九六番二まで 鹿児島県曽於郡大崎町益丸字矢引一三四〇番五から同町益丸字矢引一三三九番三まで 垂水市牛根境字川下一三八番二から同市牛根境字川上一三五番三まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年五月三十一日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十六号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3⑵の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日

太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十六号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号3⑵の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十六号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号3⑵の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年五月十二日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月30日　　国土交通大臣　中野　洋昌

地域	種類	縮尺	実施時期	所属	番号	図名	摘要
別府・多色・柾判	地形図	2万5千分1	令和7年	紋別	10—4	紋別	
〃	〃	〃	〃	旭川	2—2	層雲峡	
〃	〃	〃	〃	旭川	2—4	愛山渓温泉	
〃	〃	〃	〃	旭川	3—4	トムラウシ山	
〃	〃	〃	〃	旭川	8—1	白金温泉	
〃	〃	〃	〃	旭川	8—2	十勝岳	
〃	〃	〃	〃	千葉	5—1	常陸鹿島	
〃	〃	〃	〃	大分	15—2	根子岳	
〃	〃	〃	〃	大分	15—4	阿蘇山	
〃	〃	〃	〃	大分	16—3	肥後吉田	
〃	〃	〃	〃	宮崎	10—1	日向青島	
〃	〃	〃	〃	宮崎	10—2	郷之原	
〃	〃	〃	〃	熊本	3—2	立野	
〃	〃	〃	〃	熊本	4—1	大矢野原	
〃	〃	〃	〃	熊本	4—4	御船	
〃	〃	〃	〃	熊本	10—3	佐賀空港	
〃	〃	〃	〃	熊本	13—4	武雄	
〃	〃	〃	〃	熊本	15—4	諫早	
〃	〃	〃	〃	熊本	16—3	諫早南部	
〃	〃	〃	〃	鹿児島	4—1	持留	
〃	〃	〃	〃	鹿児島	10—3	川内	
〃	〃	〃	〃	開聞	5—4	開聞岳	
〃	〃	〃	〃	長崎	1—2	有田	
〃	〃	〃	〃	長崎	2—1	嬉野	
〃	〃	〃	〃	長崎	2—2	彼杵	
〃	〃	〃	〃	長崎	3—1	武留路山	
〃	〃	〃	〃	長崎	4—1	長崎東北部	
〃	〃	〃	〃	長崎	4—2	長崎東南部	

備考　地図の刊行日　令和７年６月１日